

第 8 5 号議案

八王子市児童福祉法施行条例設定について

八王子市児童福祉法施行条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 6 月 1 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童福祉法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(法第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項第 1 号に規定する条例で定める者)

第 3 条 法第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院又は診療所により行われる医療型児童発達支援に係る指定の申請については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。